

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	就学援助認定の取消し
根拠法令及び条項	那覇市就学援助規則第9条
処 分 基 準	
<p>那覇市就学援助規則 (認定の取消し)</p> <p>第9条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 被認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 被認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。</p> <p>(3) 当該児童生徒が市外に転出したとき。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12号に基づき実施(事由により適用なし)
所管部署	学校教育部 学務課(098-917-3505)
更新日	平成27年4月1日